

第3次豊明市耐震改修促進計画について

1. 計画策定の目的

平成17年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、各公共団体において計画的な耐震化を図るため、耐震改修促進計画を策定することとなった。

豊明市において、平成27年3月に策定された第2次豊明市耐震改修促進計画は、6年間の計画期間を設定し、令和3年3月に計画期間が終了をむかえる。しかしながら、耐震化の目標値に達しておらず、引き続き計画を実行していく必要であることから「第3次豊明市耐震改修促進計画」を策定する。

当初計画策定以降の主な変遷

- ・平成20年 3月 豊明市耐震改修促進計画の策定
- ・平成23年 3月 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）
- ・平成27年 3月 第2次豊明市耐震改修促進計画の策定
- ・平成28年 4月 熊本地震
- ・平成30年 6月 大阪府北部を震源地とする地震
- ・平成30年 9月 北海道胆振東部地震
- ・令和 3年 3月 第3次豊明市耐震改修促進計画の策定（予定）

2. 耐震改修促進計画の改訂方針

①国・県の地震防災施策、本市の総合計画や地域強靱化計画、都市計画マスタープラン等と調整を取りながら、実現可能性の高い施策を記述する。

②計画期間を10年間（令和12年度まで）とし、中間年度である令和7年度に進捗状況を確認する。必要に応じて、見直しを行う。

③多数の者が利用する特定既存不適格建築物のうち、公共施設耐震化実施計画に基づき耐震改修の必要な市有建築物の耐震化率は100%となったことから、残りは民間建築物であり、県と連携して耐震化を推進する。

3. 耐震化の目標

(1)住宅の目標 【現状86.6%】

令和7年度までに耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする。

(2) 特定既存不適格建築物の目標

国や県に合わせ、数値目標は定めないが、今後も解消が進むように所有者に対し、指導・助言をしていく。

※《参考1》建築物の耐震化の現状と目標

4. 目標を達成するための施策

(1) 住宅の耐震化促進

既存の支援制度を継続し、耐震化の促進を図る。また、無料耐震診断や耐震改修等に係る補助・助成制度について、インターネット及びパンフレット等での情報提供に加え、旧基準建築物所有者への意向調査や補助事業案内を行なう。

《主な施策》

- ・耐震診断ローラー作戦
- ・木造住宅無料耐震診断及び耐震改修費補助
- ・非木造住宅・建築物耐震診断費補助及び耐震改修費補助
- ・木造住宅除却費補助

(2) 建築物の耐震化促進

愛知県や地元組織と協力しながら耐震改修を促進。また、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度をPRして耐震化の促進を図る。

《主な施策》

- ・特定既存耐震不適格建築物について、耐震改修費補助の新設を検討する。
- ・要安全確認計画記載建築物について、耐震改修に係る補助・助成の創設を検討する。

(3) 減災化等の取り組み

経済的な理由や年齢（高齢）を理由に耐震化が進まないこともあり、段階的耐震改修費補助について明記する。また、災害時における人的被害を軽減させるため、耐震シェルター整備費補助やブロック塀等撤去事業費補助について明記する。

《主な施策》

- ・耐震シェルター整備費補助
- ・段階的耐震改修工事補助
- ・家具の転倒防止対策（健康長寿課）
- ・ブロック塀等撤去事業費補助（防災防犯対策課）

《参考1》建築物の耐震化の現状と目標

		前回策定（H26年度）		今回策定（R2年度）		
		現状 H27.1	目標 R2年度末	現状 R2.10	目標	
					R7年度末	R12年度末
住宅（耐震化率）		77%	95%	86.6%	95%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消
特定 既存 耐震 不適格 建築物	多数のものが利用する建築物のうち、耐震性が不十分なもの（法14条第1号）	50棟	耐震性のない建築物 1/5に削減 （耐震化95%相当）	28棟	数値目標を定めない	
	危険物の貯蔵場または処理の用途に供する建築物のうち、耐震性が不十分なもの（法14条第2号）	7棟		8棟		
	地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち、耐震性が不十分なもの（法14条第3号）	84棟		73棟		
要緊急安全確認大規模建築物		-	-	無	-	-
要安全確認計画記載建築物		-	-	有	耐震性が不十分な建築物の解消を図る	